令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

県立体育館条例施行規則(昭和42年岩手県規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第5条関係)				別	別表(第5条関係)				
	単位	利用料金	の上限額			-	利用料金の上限額		
区分		アマチュアス	その他の催し	区分	単 位	アマチュアス	その他の催し		
		ポーツに使用	に使用する場			ポーツに使用	に使用する場		
		する場合	合				する場合	合	
∧ ≫ →	[略]	円	円		会議室	[略]	円	円	
会議室		<u>290</u>	<u>690</u>				<u>300</u>	<u>710</u>	
ステージ	[略]	290	910		ステージ	[略]	300	940	
選手控室	[略]	240	<u>480</u>		選手控室	[略]	<u>250</u>	490	
放送設備	[略]	290	690		放送設備	[略]	300	<u>710</u>	
電光掲示板	[略]	350	690		電光掲示板	[略]	360	<u>710</u>	
総合演技台	[略]	<u>1, 420</u>	<u>2,790</u>		総合演技台	[略]	<u>1, 460</u>	2,870	
ピアノ	[略]	<u>550</u>	<u>1, 120</u>		ピアノ	[略]	<u>570</u>	<u>1, 150</u>	
椅子 (3人	[略]				椅子(3人	[略]			
用)			70		用)			80	
[略]	,				[略]		-		
机	[略]		<u>70</u>		机	[略]		80	
体操用具	[略]	<u>1,140</u>	<u>2, 280</u>		体操用具	[略]	<u>1, 170</u>	<u>2, 350</u>	
新体操用マ	[略]	100	400		新体操用マ	[略]	200	410	
ット		<u>190</u>			ット		200	410	
バスケット	[略]	150	350		バスケット	[略]	170	0.00	
ボール用具		<u>150</u>			ボール用具		<u>170</u>	360	
バレーボー	[略]		70		バレーボー	[略]		80	
ル用具			<u>10</u>		ル用具			<u>80</u>	
テニス用具	[略]		<u>90</u>		テニス用具	[略]		<u>100</u>	
ハンドボー	[略]		00		ハンドボー	[略]		100	
ル用具			90		ル用具			100	
バドミント	[略]		70		バドミント	[略]		00	
ン用具	70		ン用具			80			
卓球用具	[略]	<u>70</u>	140		卓球用具	[略]	80	<u>160</u>	
フットサル	[略]		00		フットサル	[略]		100	
用具			90		用具			100	
トランポリ	[略]	<u>150</u>	<u>350</u>		トランポリ	[略]	<u>170</u>	<u>360</u>	

ν				
レスリング	[略]	190	400	
マット		190	400	
ショートマ	[略]		<u>70</u>	
ット			<u>10</u>	
ロングマッ	[略]		90	
F			90	
シャワー [略]		120円		

ン			
レスリング	[略]	200	410
マット		<u>200</u>	410
ショートマ	[略]		90
ット			<u>80</u>
ロングマッ	[略]		100
F			<u>100</u>
シャワー	[略]	130	<u>0円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。